

徳島県告示第210号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の廃止について、次のとおり届出があった。
令和8年4月17日

徳島県知事 後藤田 正 純

介護老人保健施設		開設者	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地				
介護老人保健施設平成苑	徳島市南末広町4番57号	医療法人喜久寿会	介護老人保健施設	令和8年2月26日	令和8年3月31日